

行財政・働き方改革特別委員会

資料4-1

平成30年(2018年)3月15日

教育委員会事務局教職員課

学校における働き方改革取組方針

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、

子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

平成30年(2018年)1月

滋賀県教育委員会

学校における働き方改革取組方針

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

滋賀県教育委員会

1 策定の趣旨

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、教職員の負担は増加しています。それに加え、新学習指導要領の本格実施への対応（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた対応や英語教育の早期化等）、国が進める高大接続改革への対応などにより、さらなる時間の確保が必要になってきています。

これまでの学校教育は、教職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的な努力に支えられて、様々な課題に取り組んできた面があります。しかしながら、長時間にわたる超過勤務の常態化は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や一人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。このことが子どもたちの成長に及ぼしうる大きな影響に鑑みれば、学校における働き方改革は、何としても取り組まなければならない喫緊の課題であります。

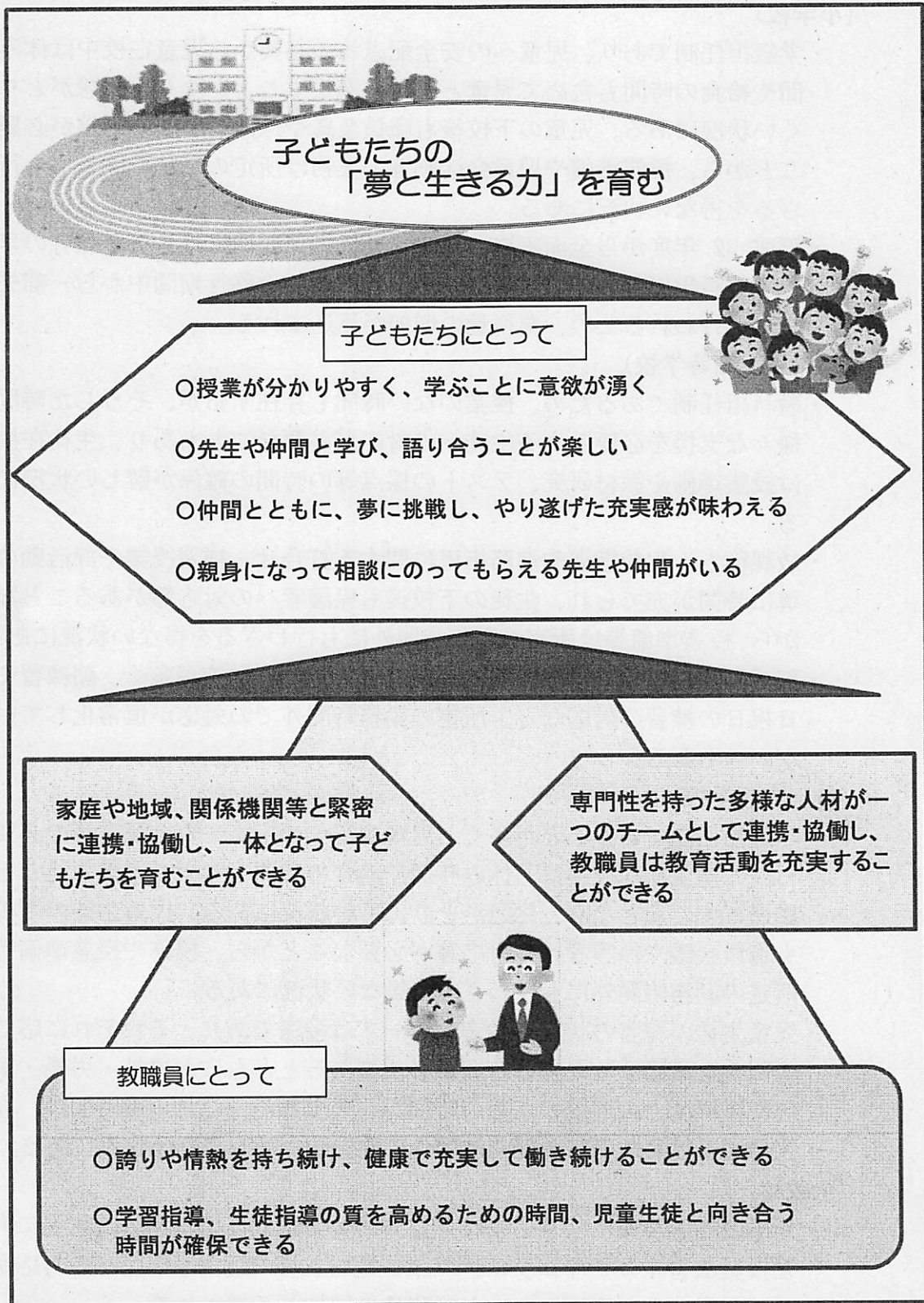
このため、昨年度まずは教員の勤務実態を把握したうえで、県教育委員会が実施している会議や調査などの廃止や見直しを図るとともに、学校の業務改善や、教職員の意識改革に取り組んできました。今年度は、有識者等による「働き方改革推進会議」の意見や、滋賀県教職員互助会が設置した現場教職員の代表による「教職員超過勤務縮減プロジェクト協議会」での意見や取組、市町教育委員会との意見交換などを踏まえて県教育委員会が行う取組を検討してきたところです。

学校における働き方改革の目標は、子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくことにあります。そのために、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でいきいきと勤務することのできる環境の整備が必要です。

本県では、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）をひとつのよりどころに取組を進めているところであり、教育の分野では「質の高い教育の確保」の実現を目指しています。

この実現のために滋賀の全ての教育関係者が「教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう」学校における働き方改革に取り組んでいきます。

2 目指す学校の姿



3 学校の現状と課題

(小学校)

- ・学級担任制であり、児童への安全配慮等の必要から児童在校中は休み時間や給食の時間も含めて児童とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にある。児童の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、授業準備や児童会活動等の業務は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。
- ・平成 32 年度から全面実施される新学習指導要領では、英語教育の早期化・教科化に伴う時数増が盛り込まれており、移行期間中から一部先行実施が行われるため、業務量の増加が見込まれる。

(中学校・高等学校)

- ・教科担任制であるため、授業のない時間も存在するが、そうした時間も様々な支援を必要とする生徒への対応が必要なこともあり、生徒在校中は授業準備や教材研究、テストの採点等の時間の確保が難しい状況にある。
- ・放課後も、生徒指導や進路指導に関する打合せ、補習授業や部活動の指導に時間が充てられ、生徒の下校後も保護者への対応等があることなどから、授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。
- ・部活動に関しては、全員顧問制が取られている学校が多く、朝練習や土日祝日の練習の対応など、所定の勤務時間外での対応が恒常化しているケースもある。

(特別支援学校)

- ・学級担任制であることが多く、児童生徒への指導や安全配慮等の必要から、児童生徒在校中は、休み時間や給食の時間も含めて児童生徒とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にある。児童生徒の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、校務や授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。
- ・児童生徒の障害の状態や教育的ニーズは多様であり、それぞれに応じた専門性を研鑽するための時間が必須であるとともに、福祉・労働・医療等関係機関との連携のための時間が必要である。これらの時間は、児童生徒の下校後や所定の勤務時間外に確保せざるを得ない状況にある。

(全校種)

- ・新学習指導要領に盛り込まれた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメント等の新たな課題への対応が必要であり、全面実施に向けた業務量の増加が予想される。
- ・地域との連携・協働による様々な取組により、教育活動や学校運営に一定の成果をあげてはいるものの、地域や校種による差がある。また、週休日や所定の勤務時間外に教員が地域との連携・協働に関する業務を担っている場合が多い。

- ・児童生徒の多様化する課題に対応するための関係機関との連携は、所定の勤務時間外に行う場合が多い。
- ・児童生徒のための長時間勤務が常態化している職場環境の中で、教員一人ひとりの時間管理をしながら職務を遂行するという意識が低いことがある。
- ・国や教育委員会等からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成等を事務負担と感じている教員が多い。
- ・教職員間のコミュニケーションを重視し、風通しの良い環境となるよう努めたり、教職員が一人で負担を抱え込まないよう業務の分担や協力体制で工夫したり、ノー会議デーの設定で授業準備等の時間を確保する等、学校では様々な取組を行っているが、学校だけでの取組に限界を感じている学校もある。

これらの現状と課題を踏まえ、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、重視すべき取組の方向性を以下のとおり取組方針として定めることとします。

4 取組方針

(1) 基本的な考え方

- ① 教員の職務は、子どもの成長に深く関わるという使命感や誇り、熱意に支えられるものであります。また自発性、創造性が強く期待され、各教員が同僚との協働を大切にしながら、自主的・自律的に職務を遂行することが求められます。その一方で、教員の心身の健康を維持し、質の高い教育に取り組む環境を確保するためには、学校においても、休憩時間の付与を含め勤務時間の適切な管理が必要であることを十分に意識しなければなりません。そうしたことから、各教員の自発性・創造性を尊重しつつも過度の負担とならないことを前提に、次の取組の柱に基づき学校における働き方改革に向けた取組を推進していきます。
- ② 県教育委員会および市町教育委員会ならびに学校が働き方改革を進めるにあたって、同じ方向性で取り組んでいくために共有するものであり、県教育委員会として県立学校や市町教育委員会への支援の方向性を示すものです。
- ③ この取組方針は、教職員定数や学習指導要領など、現在の国の定める制度の下で、県教育委員会として取り組むべき方針を示すものですが、この取組から得られた成果を検証・分析し、国に対する提案や要請に積極的に活かしていくこととします。

(2) 取組期間

この方針による取組の期間は、概ね3年間（平成32年度まで）とします。

(3) 目標

平成 32 年度までの目標を次のとおり設定します。

① 月当たり超過勤務時間^{※1}が 45 時間超の教員の割合（年平均）

小学校	40%以下	《現状》	小学校	81.9% ^{※2} （平成 28 年度）
中学校	50%以下		中学校	88.9% ^{※2} （平成 28 年度）
県立学校	15%以下		県立学校	28.6% ^{※3} （平成 28 年度）

※1 在校時間から休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（平日 8 時間 30 分）を差し引いた時間（「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められている業務（いわゆる「超勤 4 項目」）や自発性に基づく業務に従事した時間）。持ち帰り時間は含まない。

※2 文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成 28 年度）の集計（速報値）で、1 週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が 50 時間以上の者の割合

※3 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月 40 時間以上の者の割合

② 年次有給休暇の 1 人当たり年間平均取得日数 14 日以上

《現状》 10.6 日（平成 28 年）

(4) 取組の 5 本の柱

▶ 教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、**学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実**を進めます。

授業準備等の教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、現在の学校の業務を大胆に見直し、教員の担うべき業務、専門人材や事務職員等と連携・分担すべき業務、地域の協力を積極的に得るべき業務など役割分担の適正化や教員が本来行うべき業務の効率化等を進めていくとともに、必要な体制を強化していきます。

【取組例】

○現場の教員が活用しやすい教育学習情報（指導案や教材）の整備

○国の施策を踏まえた学校の指導・運営体制の強化・充実

○スクール・サポート・スタッフの活用検討

▶ **部活動について教員の負担軽減**につながる適切な指導体制の整備に向けた取組を進めます。

部活動は、人間形成や自己実現の達成などの教育的意義のある活動であり、学校教育の一環として、生徒の自発的な活動を教員が支えているもので、生徒や保護者の期待や関心も高い活動です。一方、部活動指導は教員の長時間勤務の大きな要因となっており、生徒の健康を維持し、学業や他の様々な活動にも関わることができるようにするために、部活動指導のあり方について見直しを進めます。

【取組例】

- 国における検討も踏まえた、適切な活動時間や休養日の設定
- 部活動指導員の活用方策の検討

▶ 複雑化・多様化する子どもに関わる課題に対し、**専門性を持った多様な人材を活かし**、より効果的な対応ができるよう学校の教育力・組織力を高める取組を進めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を持った人材と協働しながら個々の専門性や得意分野を活かして学校運営や教育活動を行うことのできる「チームとしての学校」の実現を図るとともに、外部の専門性を持った人材からサポートを受けられる取組を推進します。

【取組例】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置推進
- 学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進〔小・中学校〕

▶ 保護者や地域の理解を得ながら、地域と一体になって子どもを育てる、**家庭や地域の力を学校に生かす取組**を進めます。

社会全体で子どもの学びや育ちを支える機運を高め、学校と地域の相互理解を更に深めるとともに、学校教育の質の向上を図るため、家庭や地域、関係機関等と連携・協働する環境の整備に努めます。

【取組例】

- 学校の働き方改革の取組について、保護者や地域等への理解を促進
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動推進員の仕組みを活用した協働の推進

▶ 教職員が心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合える環境づくりに向けて、教職員の**勤務時間管理**を進めます。

教職員の睡眠時間の確保やワーク・ライフ・バランスの重要性を意識した上で、児童生徒に向き合うことができる環境づくりに向けた気運の醸成を図るとともに、長時間勤務を前提とした教員の勤務のあり方について改善策を検討するために、勤務時間管理を進めます。

【取組例】

- 勤務時間の適正な把握
- 管理職のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施

この5本の柱に基づく具体的な取組は、「学校における働き方改革取組計画」（仮称）として別にとりまとめ、計画的に進めていくこととします。

(5) 教職員の長時間勤務を改善するための基準の設定

勤務時間を意識した働き方を実践していくため、県内の学校における共通の基準を次のとおりとします。

(勤務時間関係)

- 平日の退勤時間は午後7時までとします。
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設けます。
- 教員の月当たり超過勤務時間が80時間を超えないようにします。
- 夏季休業期間においては、1週間以上の集中休暇期間を設けます。

(部活動関係)

○ 休養日の設定

- ・ 中学校 : 週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)を休養日とします。
- ・ 高等学校 : 週1日以上。それに加え、4週当たり2日以上の週休日を休養日とします。

なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定します。

○ 活動時間の設定

- ・ 中学校 : 平日は、概ね2時間以内、週休日等は概ね4時間以内とします。
- ・ 高等学校 : 平日は、概ね3時間以内、週休日等は概ね4時間以内とします。

○ 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※ 運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いは市町教育委員会、もしくは各県立学校で判断するものとします。

学校における働き方改革取組方針(概要版)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

(～平成32年度)

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進



目標

- 超勤時間が月45時間超の教員を減らします

小学校	81.9% (※1)	→ 40%以下
中学校	88.9% (※1)	→ 50%以下
県立学校	28.6% (※2)	→ 15%以下
(全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合)		

- 年次有給休暇の取得を促進します

10.6日 (平成28年) → 14日以上
(1人あたり年間平均取得日数)

(※1) 文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、1週間あたりの学内総勤務時間数(教諭)が50時間以上の者の割合
(※2) 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果(全教員を対象)において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

取組の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な人材
の活用



家庭や地域の力を学校に
生かす取組

教職員の勤務時間管理

長時間勤務を改善するための共通の基準

(勤務時間関係)

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

(部活動関係)

- 休養日の設定
 - ・中学校 : 週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)
 - ・高等学校 : 週1日以上と4週につき2日以上(週休日の休養日)
 なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する
- 活動時間の設定
 - ・中学校 : 平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
 - ・高等学校 : 平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
- 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※ 運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断